

【記入例】退職して一括徴収へ切替する場合

令和〇年度町民税、県民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 两年度
----	----------------------

指定番号を記入してください。

「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている従業員の整理番号を記入してください。

阿見町長殿		所在地	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1					特別徴収義務者指定番号	00000		
令和〇年〇月〇日提出		フリガナ	カフシキカイシャ アミツペ					宛名番号	00000		
給与支払者 特別徴収者		氏名又は名称	株式会社 あみっぺ					所属氏名	人事総務部 特徴 太郎		
個人番号又は法人番号		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
フリガナ		アミ タロウ		氏名		阿見 太郎		異動年月日		令和〇年 1 月 30 日	
特別徴収税額(年税額)		121,000 円		徴収税額		41,000 円		未徴収税額(ア)-(イ)		80,000 円	
受給者番号		6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで		令和〇年 1 月 30 日		1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	
1月1日現在の住所		阿見町阿見0000-0		異動後の住所		同上		121,000 円		41,000 円	
異動後の住所		同上		121,000 円		41,000 円		80,000 円		令和〇年 1 月 30 日	

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	受給者番号	納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を記入
【例】9月30日退職で9月分まで特別徴収を行い、従業員の残りの税額を10月に一括徴収へ変更する場合							1. 必要 2. 不要
(ア) 年税額	121,000円 (6~翌年5月分)						
(イ) 徴収税額	41,000円 (6~9月分)						
(ウ) 未徴収税額	80,000円 (10~翌年5月分)						

該当する事由を記入してください。  
産休・育休は「3. 休職・長欠」を選択してください。

徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	10 月 31 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	80,000 円	左記の一括徴収した税額は、	10 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
------------	----	-----------------------------------	-----------------------------------	-------	-----------	-----------------	----------	---------------	--------------------------

3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	3. 死亡による退職であるため	一括徴収した税額を納入する月を記入してください。 ※1月以降の退職の場合は、5月分までの未徴収税額は原則一括徴収となります。	徴収予定額は(ウ)未徴収税額と同額です。
------------	----	----------------------------------	---	-----------------	---	----------------------

注意  
1 黒のボールペンで記載してください。  
2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。  
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。